

# 潮流を読む

## 欧州のSNS規制強化の意味するもの

世界各国でSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の影響とその規制について議論されることが多い。SNSのプラスの影響としては、例えば、情報伝達の高速度、コミュニケーションの拡大、ビジネス・マーケティングへの活用、社会運動や意識啓発が挙げられるが、マイナスの影響としては、偽・誤情報の拡散、メンタルヘルスへの影響、SNSへの過度な依存、個人の意見に対する極端な分断・炎上などがある。最近、これらSNSのマイナスの影響に対する規制強化の方向性に関心が集まっている。

特に注目されるのが、欧州のSNS規制強化である。上記のマイナスの影響への罰則規定を含めた本格的な規制対応がなされ、その規制の軸足が「違法コンテンツ対策」から「子ども保護、依存的设计・アルゴリズム規制」に移っている。すでにSNS規制の中核には、EUの基本法制であるデジタルサービス法（DSA: Digital Services Act[注1]）がある。DSAは、SNSを含むオンラインプラットフォームに対し、違法コンテンツ対応、広告・レコメンド（推奨）の透明性、リスク評価、未成年保護などを求める法的な枠組みである。特に、大規模プラットフォーム、いわゆるVLOPとVLOSE[注2]に対して、欧州委員会が直接監督権限と罰則を科す権限を持つ。VLOPは、EU域内で月間4500万人以上の利用者がいるSNSなどのオンライン仲介サービスを指し、VLOSEは同条件を満たすオンライン検索エンジンのことである。欧州委員会は2023年4月25日に17件のVLOPと2件のVLOSEを指定している。罰則も重く、DSA違反には最大で前年度の全世界売上高の6%の制裁金が科される可能性がある。つまりSNS企業にとっては単なるコンプライアンス対応ではなく、事業モデル自体に影響する規制となっている。

26年7月、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、EU全体で13歳未満の子どものソーシャル・メディア利用を制限する方針を示した[注3]。これは、単純な「SNS禁止」ではなく、年齢に応じたアクセス制御の制度化である。欧州委員会は、すでに未成年保護に関するDSAガイドラインで、SNS事業者に対し、(1)有害コンテンツに誘導しにくいレコメンド設計にする、(2)オートプレイ（動画などの自動再生）、通知、ストリーク（やりとりやログインなどの連続記録）、既読表示など過剰利用を促す機能を初期設定で無効化する、(3)AIチャットボットに安全措施を設ける、などのような対応を推奨している。さらに、欧州委員会は、大手SNS企業の未成年に対する「依存的デザイン」への懸念を強めている。それに対応する規制が、Digital Fairness Act

（デジタル公正法）[注4]である。欧州委員会が欧州議会に提案している立法的枠組みであり、現代のオンライン慣行における操作的な設計、依存を助長する機能、誤解を招くインフルエンサー（SNSなどで影響力を持つ人物）・マーケティング、SNS内のAI利用なども規制対象になる見通しである。このように、欧州では、コンテンツ規制、プラットフォーム規制、デザイン規制という三つの規制によって、SNS規制を強化していく方向である。これらを踏まえると、欧州のSNS規制強化は、「自由なネット」から「責任あるプラットフォーム」への転換を意味するものといえよう。

日本でもSNSそのものを禁止するのではなく、誹謗中傷対策、偽・誤情報対策、未成年者保護の規制強化が進んでいる。その中核にあるのが、25年4月1日に施行された通称「情報流通プラットフォーム対処法」である。さらに26年7月13日、改正公職選挙法と改正情報流通プラットフォーム対処法が成立し、選挙期間中のSNS利用における偽・誤情報対策が強化された。ただし、いずれも罰則は設けられていない。この点において、「責任あるプラットフォーム」への転換を求める欧州のSNS規制強化が日本に与える影響について注目される。

（7月17日執筆）

[注1] "The final text of the Digital Services Act(DSA)" Article 52, Penalties – the Digital Services Act(DSA)

[注2] VLOP(Very Large Online Platform)とVLOSE(Very Large Online Search Engine)

[注3] Foo Yun Chee and Bart H.Meijer, "Children's social media curbs planned across EU, von der Leyen says", BRUSSELS, July 13 (Reuters)

[注4] 欧州議会Legislative Train Schedule(2026年6月20日時点)によれば、欧州委員会が提案している立法枠組みであり、現代のオンライン慣行によって消費者保護が損なわれているデジタル市場の課題に対応することが目的。

株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員  
うちの はやなり  
内野 逸勢



静岡県出身。1990年慶応義塾大学法学部卒業。大和総研入社。企業調査部、経営コンサルティング部、大蔵省財政金融研究所（1998～2000年）出向などを経て現職（金融調査部 主席研究員）。専門は金融・資本市場、金融機関経営、地域経済、グローバルガバナンスなど。主な著書・論文に『地銀の次世代ビジネスモデル』2020年5月、共著（主著）、『FinTechと金融の未来～10年後に価値のある金融ビジネスとは何か？～』2018年4月、共著（主著）、『JAL再生 高収益企業への転換』日本経済新聞出版、2013年1月、共著。「第3次袋井市総合計画」審議会委員。IASB CAG(国際監査・保証基準審議会 諮問・助言グループ)委員(2005～2014年)。日本証券経済研究所「証券業界とフィナンテックに関する研究会」(2017年)。